



令和3年5月21日

市政記者各位

福岡市経済観光文化局
M I C E 推進課**「地域の飲食店を支えるテイクアウト支援」の飲食店の申請受付を開始します！**

下記のとおり、「地域の飲食店を支えるテイクアウト支援」の飲食店の申請受付を5月21日（金）から開始いたしますので、お知らせいたします。

1 対象飲食店の要件

市内に店舗を有する中小企業・小規模事業者・個人事業主等の飲食店

①緊急事態宣言による営業時間短縮等の要請を受けている場合は、それを遵守すること。

②本支援の対象となるテイクアウト商品及びその特典として酒類を提供しないこと。

※その他、要件の詳細は募集要項等をご確認ください。

2 支援内容・支給額

対象期間（令和3年5月6日（木）から6月5日（土）まで）に10日以上特典を付けてテイクアウトをする飲食店を募集し、認定を受けた事業者に対して、1店舗あたり10万円の支援金を支給するとともに、ホームページでPRいたします。

（参考）事業イメージ

**3 募集期間**

令和3年5月21日（金）から6月5日（土）まで

4 申請方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、電子メールまたは郵送にて受け付けます。募集要項や申請書類についてはテイクアウト支援ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/shukyaku/health/chiikinoinsyokutenwosasaeruta/keoutshien.html> または右のQRコードからご確認ください。

5 問い合わせ先

福岡市緊急経済対策実行委員会（福岡市テイクアウト支援事務局）

tel : 092-406-8454 10:00~20:00 平日・土・日対応



テイクアウト支援HP

【リリースについてのお問合せ先】**福岡市経済観光文化局M I C E 推進課 担当：富田 電話：092-711-4456**